

# 令和5年度第3回長野県契約審議会 次第

日時 令和5年11月16日（木）  
15時～17時  
場所 長野ターミナル会館 国際ホール

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 会議事項

### (1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

イ 入札参加資格の見直し案の修正

(ア) 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約

(イ) 建設工事

(ウ) 森林整備業務

ウ 取組方針の変更（案）

エ 消防用設備点検業務における最低制限価格制度の導入

オ 印刷の請負に係る最低制限価格制度の見直し

### (2) 報告事項

ア 清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況

イ 清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果

ウ 会計局調査（公正入札調査委員会）の結果

## 4 その他

## 5 閉会

## 資料一覧表

資料 1	前回審議会の主な意見	(1 P)
資料 2-1	製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格の見直し案の修正	(2 P)
資料 2-2	建設工事の入札参加資格の見直し案の修正	(4 P)
資料 2-3	森林整備業務の入札参加資格の見直し案の修正	(6 P)
資料 3	取組方針の変更(案)	(8 P)
資料 4	消防用設備点検業務における最低制限価格制度の導入	(12 P)
資料 5	印刷の請負に係る最低制限価格制度の見直し	(13 P)
資料 6	清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況	(15 P)
資料 7	清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果	(17 P)
資料 8	会計局調査(公正入札調査委員会)の結果	(19 P)
別添	(一社)長野県産業環境保全協会 要望書	

# 長野県契約審議会 第4期委員

(任期3年 令和5年9月1日から令和8年8月31日まで)

(敬称略、五十音順)

氏名	経歴・役職等	出席
あいざわ ひさこ 相澤 久子	公認会計士	○
あきば よしえ 秋葉 芳江	長野県立大学 大学院ソーシャル・イノベーション研究科 教授 グローバルマネジメント学部 教授、ソーシャル・イノベーション創出センター長	○ (オンライン)
いのまた まさよし 猪俣 正由	長野建設産業労働組合 組合長	○
いわかた ひろみつ 岩片 弘充	職業訓練法人 長野地域職業訓練協会 専務理事 元 長野市都市整備部長	○
きのした しゅう 木下 修	一般社団法人 長野県建設業協会 会長	○
くりた しょう 栗田 晶	信州大学 経法学部 教授	○
ささき もと 佐々木 基	一般財団法人 建設経済研究所 理事長 元 内閣府地方創生推進事務局長、国土交通審議官	○
なかしま みか 中島 実香	弁護士	○
にしざわ たかえ 西澤 孝枝	株式会社 西澤電機計器製作所 代表取締役	○
はま たみえ 濱 民恵	長野県社会保険労務士会北信支部 支部長	○
もり しゅんや 森 俊也	長野大学 企業情報学部 学部長・教授	○ (オンライン)
ゆもと のりまさ 湯本 憲正	自治労長野県本部 副中央執行委員長	○ (オンライン)

## 前回審議会の主な意見 [令和5年度第2回契約審議会(9月12日)]

項目	取組番号	委員	意見の要旨	回答・対応案等
7 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の契約状況 [資料3-1]		相澤委員	・およそで結構ですが、令和4年度の契約金額の総額と、そのうちの工事の金額、また3契約の大体の金額を知りたいと思います。	・全体で1,200億円程度の規模です。そのうち1,000億円程度が工事、200億円程度が「その他3契約」となっております。 【会計局契約・検査課】
		森委員	・「受注者」について、「県内本店」と「県外本店のうち県内支店なし」の割合が、例年7分の1ぐらいのところ、令和4年度では2分の1ということから、例年どういう状況にあって、このぐらいのあたりが望ましいというところがあれば、お教えいただければと思います。	・令和3年度におきましては、コロナウイルス関連事業、大口の複数年契約といったものが多く、ほかの年度と比べて特徴的な割合となっております。 【会計局契約・検査課】
8 取組方針の変更 (1) [資料5] イ		湯本委員	・DXの推進については国や県が非常に重要な取組として認識をしているところですが、特に市町村との連携について、関連性や見込みについてお伺いしたいと思います。	・入札参加資格審査システムの導入にあたり、申請者の負担軽減及び自治体の事務効率化を目的としまして、県と市町村の間での入札参加資格審査項目の多くを一括して審査をする予定です。 令和7年4月1日以降に、県と各自治体で付与する資格から適用し、令和5年9月時点で34の市町村が共同利用に参加する予定です。なお、19の市についてはすべて参加する見込みです。 【会計局契約・検査課】
		秋葉委員	・DXを推進する観点がこの三つだけでいいのかなというところですが、県庁も民間も、DXを使って生産性を上げていかないと、もう回っていかないので、この仕組みがそこを後押しするような、そういう観点で項目を追加していただくことを、ぜひ検討いただければと思います。	・今回の契約の取組ということでは入れていませんが、全体として取り組むべき内容のものがあれば、今後も追加していきたいと考えております。 県ではDX推進計画を進めておりまして、改めて全体像と関連した御説明をさせていただきます。 【会計局契約・検査課】
8 入札参加資格の見直し (1) ウ [資料6-1~6-3]	20, 74等	西澤委員	・県がゼロカーボンを目指す非常に高く志を掲げいただいている中で、「その他3契約」におきましては、加点が2点のまま推移しています。 事業活動温暖化対策計画書は中小・零細にとっては非常に難易度の高い、ハードルの高い計画書だと思っています。 そこに取り組む中で2点のまま据え置きというのが、環境に今後力を入れていく長野県としての加点としては、少し配慮が低いのではないかと考えています。	・最終的な合計点数の上限と、加点項目が幾つもある中でのバランス等を加味し、こういった形にしています。 中小・零細企業にとっては取り組みのハードルが高いという御意見ですが、ISO14000シリーズと同様に評価し、どちらかに取り組んでいただければ2点を加点するように、加点対象の取り組みを追加する見直しとなっております。 【会計局契約・検査課】
		濱委員	・「次世代育成法に基づく一般事業主行動計画が出されていること」が削除されてしまう理由と、労働環境の基準日直前4年間において「育児または介護休業を20日以上休業を取得した実績がある場合」という「20日」の根拠をお聞かせいただきたい。	・次世代育成法に基づく認定制度が国の経営事項審査に加わっており、既に建設企業の評価として経営事項審査の対象になっています。このため、県としては二重に加点や減点をしない方針のため削除しました。 平成23年度まで、育児・介護休業制度の給付金の支給要件が「支給単位期間において、全日休業日が20日以上であること」と定められていたことが、育児介護休業の「20日以上」の根拠になっています。 【建設部技術管理室】
		湯本委員	・森林整備業務の信州企業評価項目に「週休二日等」とあるのですが、あくまで会社の公休日の週休二日制度ということですね。これを「休業制度」という言葉にしているのはなぜかというところをお答え願います。	・森林整備の「週休二日等休業制度」は就業規則に4週5休から4週8休までを定めるという趣旨でございます。 確認の結果、表記が誤っておりましたので資料を訂正しました。 【林務部森林政策課】
		佐々木会長	・基本的に建設業の残業のかなりの部分はバックオフィスで起きています。仕事というよりも、その後の事務処理で、これがほとんどの残業の大きな要因になっているのは間違いありません。 特に公共発注の場合には、非常に多くの書類を求められて、しかもそれがあつものだから、元請が下請にさらに過重な要求をするという連鎖になっています。 ワーク・ライフ・バランスと並行して、事務処理をどれだけ簡便にしていけるかということにぜひ取り組んでいただきたい。	・休日制度が充実していないと就職先の対象として選ばれない時代になっていますので、これからの建設業にとって必要不可欠な制度だと考えています。 令和10年度からの入札参加資格審査での休日制度への加点については、令和7年度以降の週休二日の普及状況を見ながら見直しを行ってまいります。 【建設部技術管理室】
			・書類の簡素化、あるいは国と様式を統一する標準化を考えたつ、どうやったら削減できるかということは非常に大きな課題だと思っています。今、貴重な御意見をいただいたと思っていますので、更なる事務処理の簡素化に向けて、意見交換をしながら取組を進めていきたいと思っています。 【建設部技術管理室】	

## 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の 入札参加資格の見直し案の修正

【取組番号 20、74 等】

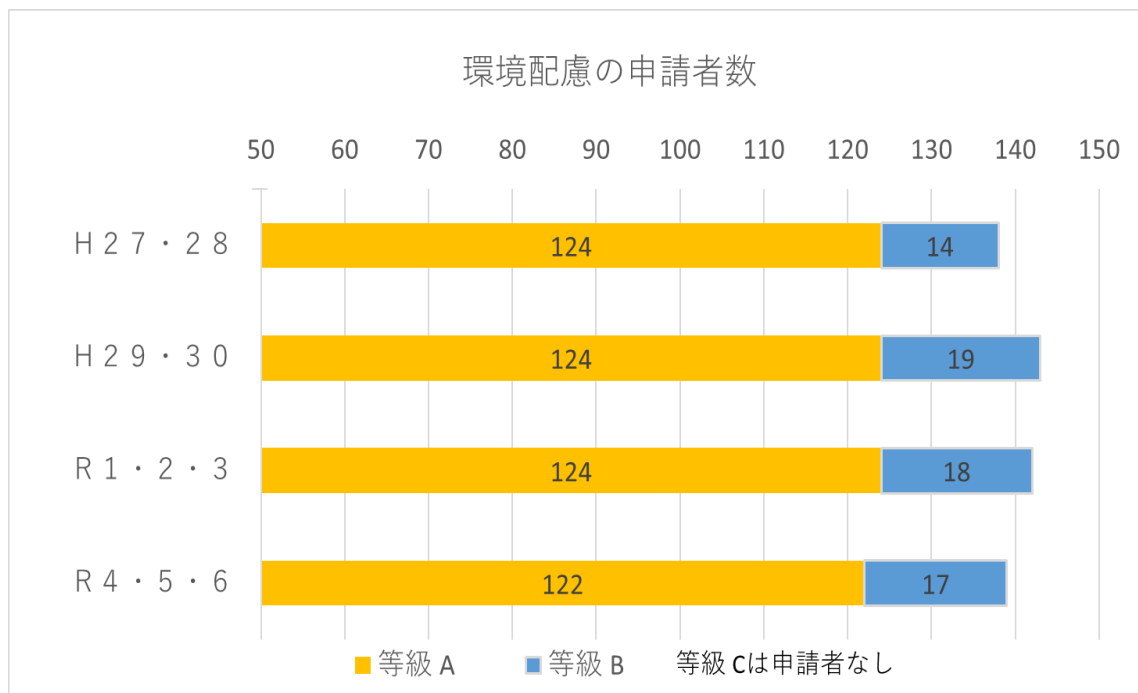
### 1 環境配慮取組の配点修正

#### (1) 現状分析

令和 5 年度第 2 回契約審議会での委員からのご意見（中小企業にとっては環境配慮項目の取組難易度が高いこと、県として環境配慮に力を入れる中で、配点が変わらないままでよいのかということ）を踏まえ、環境配慮の取組状況について分析。

- ・環境配慮の取組については、H27 年度以降申請者数が約 140 者にとどまっている。
- ・申請者は等級 A（大企業）が多く、等級 C（中小企業）は申請者がいない。

#### 環境配慮の申請状況



## (2) 環境配慮の配点の見直し

令和5年度第2回契約審議会及び現状分析を踏まえ、環境配慮の取組を推進するため、「公的な環境認証の取得」と「事業活動温暖化対策計画書の策定（義務者を除く）」をそれぞれ2点（合計4点）とする。

「信州企業評価項目」の区分		配点案	
加点項目	審査対象となる取組	R5第2回審議会	今回
品質確保	ISO9000シリーズの認証取得	2	2
環境配慮	ISO14000シリーズ等、公的な環境認証の取得	2	2
	事業活動温暖化対策計画書の策定（義務者を除く）		2
障がい者雇用	障がい者の法定雇用率達成（法定義務者）	2	2
	障がい者の雇用（雇用義務のない者）		
労働環境	次世代育成支援法行動計画（法定義務者を除く）	1	1
	「社員の子育て応援宣言！」の登録	1	1
	育児・介護休業の取得実績（直近4年）あり	1	1
	職場いきいきアドバンスカンパニーワークライフバランスコース認証		
	職場いきいきアドバンスカンパニーダイバーシティコース認証	1	1
	職場いきいきアドバンスカンパニーネクストジェネレーションコース認証	1	1
	女性活躍推進法行動計画（法定義務者を除く）	1	1
地域貢献等	消防団協力事業所表示制度の認定	2	2
SDGs	「長野県SDGs推進企業登録制度」の認定	2	2
合計		16	18

### 修正案の効果

- ・既に環境配慮の取組を行っている事業者（主に等級A）は、新たに事業活動温暖化対策計画書の策定に取り組むインセンティブが働く
- ・今後環境配慮の取組を目指す事業者（主に等級C）は、公的な環境認証の取得、事業活動温暖化対策計画書の策定それぞれに取り組むインセンティブが働く
- ・環境配慮の取組促進に向け、県としてはエコアクション21の取得に関する研修会や事業活動温暖化対策計画書の策定に関するヘルプデスク設置など、企業の支援を行っていく。

## (3) 環境配慮の加点割合

R7・8・9年度	① 信州企業評価項目最大審査数値	② 環境配慮の点数	環境配慮の加点割合 (②/①)
製造・買入れ・その他	18	4	22.22%
建設工事	356	17	4.78%

### 参考

#### 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格審査点数（見直し後）

等級	資格の種類	製造の請負	物件の買入れ	その他の契約
	参加の区分			
A	全ての入札に参加可能	92～133点	80～118点	
B	予定価格1000万円未満の入札	69～91点	60～79点	
C	予定価格300万円未満の入札	51～68点	48～59点	

## 建設工事の入札参加資格の見直し案の修正

【取組番号 20,92 等】

### 1 趣旨

令和 5 年度第 2 回契約審議会での委員からのご意見（中小企業にとっては環境配慮項目の取組難易度が高いこと、県として環境配慮に力を入れる中で、配点が変わらないままでよいのかということ）を踏まえ、環境配慮項目の配点等について修正したい。

### 2 現状

入札参加資格申請で環境配慮項目を申請している事業者は 8% に留まっている。

**建設工事入札参加資格者の環境配慮項目申請状況**(県内本店事業者)

建設業許可業者 7,516 者		県入札参加資格取得者 2,340 者	
		環境配慮項目申請者 184 者(重複除く) ※ 8%	
	エコアクション 21 申請者 112 者	地域版環境プログラム申請者 74 者	

長野県建設部建設政策課調べ

### 3 修正内容

時点	環境配慮への加点内容	県の加点 (最大)		(参考) 経審の加点	計 (最大)
現行 (R45.6年度)	・基準日において、エコアクション 21 又は地域版環境プログラム 南信州いいむす 21 等の認証登録 (10 点) ※経審で ISO14001 が「有」とされている場合は対象外	10 点		—	10 点
前回 (9月審議会時)	・基準日において、次のいずれかに該当する場合 10 点 (事業活動温暖化対策計画書の策定 (義務者を除く)、地域版環境プログラムの認証登録) ・ただし、経審で ISO14001・エコアクション 21 が「有」の場合は対象外	10 点		—	10 点
今回 (修正案)	・基準日において、事業活動温暖化対策計画書を策定している場合 10 点 (義務者を除く)	10 点	17 点	—	22 点
	・基準日において、ISO14001、エコアクション 21 又は地域版環境プログラム(南信州いいむす 21 など)の認証登録を受けている場合 7 点	7 点			

注 1: 「経審」 = 建設業法に基づく「経営事項審査」

注 2: EA21 は令和 5 年 1 月から経審の審査項目

### 4 効果

- 既に環境配慮の取組を行っている事業者には、新たに事業活動温暖化対策計画書の策定に対するインセンティブが働き環境配慮への取組が促進される。
- 今後、環境配慮の取組を目指す事業者には、公的な環境認証の取得、事業活動温暖化対策計画書の策定それぞれに対してインセンティブが働き環境配慮への取組が促進される。



建設工事の入札参加資格審査項目の見直し（案）

令和4・5・6年度

最大加点（経営事項審査の総合評価値25%以内）：【土・と・舗】405点、【他】253点

工事成績	工事成績	基準日直前3年間の「土・と・舗」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加（減）点する。加（減）点 = (平均点 - 65点) × 3.5	
	優良工事表彰	基準日直前4年間において、国又は長野県による企業表彰であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等の対象となった場合、表彰1回につき10点	
技術力	民間資格	基準日において、資格申請業種に経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点	
	新技術登録	基準日において、県新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又はNETIS評価情報登録が確認できる者に加点（1技術につき5点、NETIS申請情報登録は同3点）	削
	指名停止	基準日直前2年間における指名停止月数 × (-10)点 ※建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。	

経営意欲	労働環境	基準日直前4年間において、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合5点（取得者に男性含む場合、更に+5点）	
		基準日において、「社員の子育て応援宣言！」登録企業となっている場合3点、「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証企業の場合は更に7点を加点	
		基準日において、次のいずれかを取得している場合15点（ISO45001、COHSMS（NEW COHSMS、CompactCOHSMS））	
		基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業5点	
		基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用がある場合5点。なお、採用した社員に技術職がいる場合、+10点※該当者が2人以上いても重複加点はしない。	
		基準日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合5点	
		基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている場合、割合により加算（50%以上80未満：6点、80%以上：10点）	
		基準日において、建設キャリアアップシステム（CCUS）を導入している場合（事業者登録：10点、登録技能労働者割合により加点：最大5点）	削
	合併	基準日において、従業員100人以下の企業が次世代育成法に基づく事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している場合10点	削
		基準日において、「週休二日」等の休業制度が就業規則に規定されている場合、区分に応じて加点（4週5休：3点、4週6休：5点、4週8休：10点）	
		基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合50点（営業譲渡は除く）	削
	環境配慮	基準日において、エコアクション21又は地域版環境プログラム南信州いいむす21等の認証登録（10点）※経審でISO14001が「有」とされている場合は対象外	
		基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者の場合10点	
SDGs	申請日において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合10点		
地域貢献	地域貢献	基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合10点、また、長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞している場合は更に5点加点	
		基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合3点	
	労働福祉	基準日直前の6月1日において、障害者法定雇用率を達成している場合10点、基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用した場合10点	

令和7年度以降

最大加点（経営事項審査の総合評価値25%以内）：【土・と・舗】356点、【他】203点

技術力	工事成績	基準日直前3年間の「土・と・舗」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加（減）点する。加（減）点 = (平均点 - 65点) × 3.5	
	優良工事等表彰	基準日直前4年間において、国又は長野県による企業表彰であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等の対象となった場合、表彰1回につき10点	
	民間資格	基準日において、資格申請業種に経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点	
	新 ICT	<u>基準日直前2年間のICT活用工事実績（国及び県発注工事）1件につき5点（最大15点）</u>	

雇用環境	改 休業制度・実績	基準日直前4年間において、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合5点（取得者に男性含む場合、更に+5点）	
	改 ワーク・ライフ・バランス	基準日において、「社員の子育て応援宣言」登録企業となっている場合3点、また「職場いきいきアドバンスカンパニー」 <u>認証毎に5点加点（Aワークライフバランスコース、Bダイバーシティコース、Cネクストジェネレーションコース）</u> （最大15点）	
	労働安全衛生	基準日において、次のいずれかを取得している場合15点（ISO45001、COHSMS（NEW COHSMS、CompactCOHSMS））	
		基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動企業5点	
	若年者雇用	基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用がある場合5点。なお、採用した社員に技術職がいる場合、+10点※該当者が2人以上いても重複加点はしない。	
	女性活躍	基準日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合5点	
	障がい者雇用	・基準日直前の6月1日において、法定雇用率達成者10点	
		・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用した場合10点	
改 雇用維持・安定雇用	基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている場合、割合により加算（50%以上80未満：6点、80%以上：10点）		
	改 週休二日等休日制度	基準日において、「週休二日」等の休日に関する制度が就業規則に規定されている場合に加点（ <u>4週8休：15点</u> ）	

社会的責任・貢献	改 環境配慮	・基準日において、 <u>事業活動温暖化対策計画書を策定している場合10点</u> （義務者を除く） ・基準日において、 <u>ISO14001</u> 、エコアクション21又は地域版環境プログラム（南信州いいむす21等）の認証登録を受けている場合7点 <u>【上記2項目で最大17点】</u>	
	産業廃棄物	基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定を締結している場合10点	
	SDGs	<u>基準日</u> において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合10点	
	防災	基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録企業の場合10点、また、長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞している場合は更に5点加点	
	協力雇用主	基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合3点	
指名停止	基準日直前2年間における指名停止月数 × (-10)点 ※建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。		



## 森林整備業務の入札参加資格の見直し案の修正

【取組番号 20、21】

### 1 森林整備業務の環境配慮に係る申請状況

これまでは環境配慮の項目を設けていなかった（R 7～新規）

### 2 環境配慮の加点の見直し

時点	環境配慮への加点内容	加点	
現行 (R 4～6)	—	—	
前回 (9月審議会)	・基準日における ISO14000、エコアクション 21 又は地域版環境プログラム（南信州いいむす 21 等）の認証登録又は事業活動温暖化対策計画書を提出した事業者	10 点	
今回 (修正案)	・基準日において、事業活動温暖化対策計画書を策定している場合（義務者を除く）	10 点	20 点
	・基準日において、ISO14001、エコアクション 21 又は地域版環境プログラム（南信州いいむす 21 など）の認証登録を受けている場合	10 点	

### 3 修正案により新たに生じる効果

- ・合計加点が 20 点に増えることにより、既に環境配慮の取組を行っている事業者及び新たに取組を行う事業者に対して、より強くインセンティブが働く  
(森林整備業務への新規参入・継続申請の推進)
- ・事業活動温暖化対策計画書を策定した事業者（義務者を除く）に対し、別途 10 点を加点することにより、森林整備業務の主要な担い手である中小企業に県が進める事業活動温暖化対策計画書制度の普及を図ることができる

### 【参考】

例：間伐等業務の格付け別、資格総合点数及び応札可能金額（R 4～6 年度）

応札可能金額	100 万円以上の全て	800 万円未満	500 万円未満
資格総合点数	750 点以上	590 点以上 750 点未満	590 点未満
区分	A	B	C

## 森林整備業務における資格総合点数の加点内容の改正

<b>&lt; 客観的事項 &gt;</b>		
総合評定値の算出		「完成工事高評点」×0.3+「技術職員の数の点数」×0.7
完成工事高評点 (森林整備工事実績)	資格審査基準日の属する営業年度の直前の2年分の平均金額により評点算出テーブルから算出する。  ※1 県と国(国有林)及び林業公社(受注希望型競争入札による発注に限る)の発注した森林整備業務 ※2 元請金額と県発注に係る下請金額×0.5を合計した完成工事高	
技術職員の数の点数	資格審査基準日における技術職員数値により評点算出テーブルから算出する。  ※1 技術職員数値=専門技術者数×5+その他技術者数×1	
<b>&lt; 信州企業評価項目 (旧:新客観的事項) &gt; 【R7変更】 (名称)</b>		
客観的事項の総合評定値の20%を限度として加点		
経営意欲	経営基盤	・林業労働力確保促進法による認定事業体:20点
	直営能力	・林業機械の種別に応じて所有及びリースに加点 集材機・トラクタ・林内作業車・自走式搬器・グラップル:3点/台 高性能林業機械:5点/台 リース物件は契約期間が2年以上のものに限る 本項目全体で上限30点
<b>雇用環境</b> <b>【R7変更】</b> (名称・区分)	労働福祉 <b>【R7変更】</b> (点数)	・中退共、林退共、特定退職金共済又は建退共に加入させている場合: <b>10点</b> ・過去2年間に技術職員を新規雇用した場合:5点 (ただし、基準日現在在職する通年雇用者に限る)
	労働安全	・林災協に加入している場合:20点 ・振動病に係る特殊健康診断を受診させている場合:20点
	労働災害	・資格審査基準日の直前2年間に於いて4日以上休む労災を起こした場合、 人数×-10点、死亡は×-50点
	労働環境 <b>【R7変更】</b> (点数)	・資格審査基準日において「週休二日」等の休日に関する制度が就業規則に規定されている場合、 4週5休(又は年間休日82~93日): <b>5点</b> 、4週6休(又は年間休日94~119日): <b>10点</b> 、4週8休(又は年間休日120日以上): <b>20点</b>
<b>社会的責任/</b> <b>社会貢献</b>  <b>【R7変更】</b> (名称・区分)	信用状態	・資格審査基準日の直前2年間に於いて指名停止を受けた場合、月数×-10点(月数は切り上げ)
	SDGs	・申請日においてSDGs推進企業登録制度への登録を受けている場合:10点
	環境配慮 <b>【R7新規】</b>	・基準日において事業活動温暖化対策計画書を策定している場合(義務者を除く): <b>10点</b> ・基準日においてISO14001、エコアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21など)の認証登録を受けている場合: <b>10点</b>

## 取組方針の変更（案）

## 1 長野県の契約に関する条例

（県の取組方針）

第6条3 知事は、取組方針を定めようとするときは、（中略）長野県契約審議会の意見を聴かなければならない。

## 2 変更内容

## ○ DX推進に関する取組の追加

1-1 契約の過程及び内容の透明性の確保

（3）DXの推進

93 県の契約において、電子契約、電子入札、入札参加資格審査受付システムを導入する。【全般】

## ○ 公用車燃料の調達に関する取組の追加

3-4 県民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う県内事業者の育成に資すること

94 物件の買入れのうち公用車燃料の調達については、県と災害時の燃料供給協定を締結し円滑な燃料調達ができると認められる事業者からの優先調達を図る。  
【入札方式】

## 3 実施状況の整理

時期	取組項目	□既に実施している取組		○今後検討を進める取組
H26 策定時	8 9	4 7		4 2
時期	取組項目	□既に実施している取組	○着手しているが更に検討を要する取組	△今後検討を進める取組
第三期末	9 6	8 0	1 3	3
今回変更	9 8	8 0	1 4	4

## 4 変更スケジュール

	9月	10月	11月	12月
契約審議会	素案の審議		案の審議	
変更作業	案の修正、内部調整			取組方針の変更

長野県の契約に関する取組方針(案)(抜粋)

取組方針	実施状況	取組番号	取組内容
1-1	○	3	県の契約の件数、平均落札率等の契約状況の概要について、毎年度、県議会に報告するとともに、取組方針の策定等に際し意見を聴く。また、契約状況の概要について、長野県公式ホームページで公表する。【全般】
1-1	○	93	(3)DXの推進 県の契約において、電子契約、電子入札、入札参加資格審査受付システムを導入する。【全般】
1-2	○	7	「その他の契約」において、一般競争入札に加え、公募型見積合わせの導入を検討する。【入札方式】
1-2	○	8	「その他の契約」において、透明性、公正性を確保するため、複数事務所の業務を集約し、一般競争入札又は公募型見積合わせとする一括契約の拡大を検討する。(庁舎等の警備業務、受付・電話交換、廃棄物処理業務等において一部実施済み)【その他】
1-2	○	10	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、より適切な予定価格の設定について検討する。(庁舎等の清掃業務及び警備業務において一部実施済み)【全般】
2-1	○	18	庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み)【入札方式】
2-1	○	19	印刷業務などの製造の請負において、最低制限価格制度の導入を検討する。【入札方式】
2-2	○	27	「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務において一部試行中)【入札方式】
2-2	○	28	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るため、その活用の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】
3-1	○	37	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】
3-2	○	42	県の契約において、県産品の利用促進の入札方式等を検討する。【入札方式】
3-3	△	52	建設工事において、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】
3-4	○	61	建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる入札制度等を整理し運用する。【入札方式】
3-4	△	94	物件の買入れのうち公用車燃料の調達については、県と災害時の燃料供給協定を締結し円滑な燃料調達ができると認められる事業者からの優先調達を図る。【入札方式】
3-6	△ ↓ □	90	県の契約において、入札参加資格の審査項目で、長野県SDGs推進企業登録などの取組を評価する【参加資格】
3-6	△	91	県の契約において、入札参加資格の審査項目で、エシカル消費推進の取組を評価する【参加資格】
4-1	○	75-1	建設工事において、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札制度】
4-1	○	75-2	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する。【参加資格】
4-5 ↓ 4-2	△	92	県の契約において、入札参加資格の審査項目で、事業活動温暖化対策計画制度などの取組を評価する【参加資格】

## 戦略の目的

「Society 5.0」時代を見据えて、長野県全域のDXを行うことで、5Gなどのインフラ整備を促進し長野県を、県民や地場企業に加えて、県外の人や企業にとっても魅力的な地域にする

DXとは： デジタルトランスフォーメーションの略。「デジタル技術」(データ)を活用して、既存の業務プロセス等の改善を行い新たな価値を創出して新たな社会の仕組みに変革すること



2つの推進エンジン

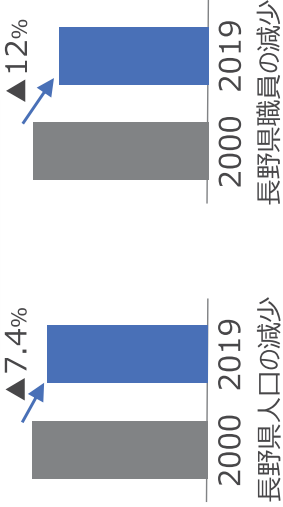
**スマートハイランド推進プログラム**

県民生活と行政のDXを推進

**信州ITバレー構想**

県内産業のDXを推進

## 戦略の背景



	新型コロナウイルス感染症発生前	発生後
価値観	経済重視	持続可能性重視
働き方	通勤・対面会議	テレワーク・Web会議
生活	場所依存・現金	リモート・キャッシュレス
好まれる場所	大都市	地方
都市構造	一極集中	分散型ネットワーク
DXの取組	好ましい	必須

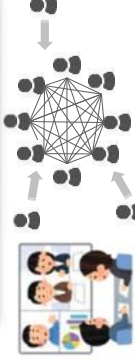
## デジタル技術の特長

汎用化の効果



利用者が増えれば増えるほど  
費用が安くなり、効率性が上がる

ネットワーク効果



利用者が増えれば増えるほど  
サービスとしての価値が上がる

## スマートハイランド推進プログラムの推進コンセプト

県と市町村の「共通業務」に着目して共同利用を推進

クラウドサービスの利用を基本とする考え方とITシステムの拡張性の考慮

スマート自治体推進PJ  
地域交通最適化PJ

ゼロカーボン・スマートインフラPJ

スマート  
エデュケーションPJ

スマート  
スマート避難PJ

医療充実PJ

遠隔授業

テレワーク

遠隔医療

スマート工場

スマート林業

スマート農業

スマート林業

スマート農業

スマート農業

スマート農業

## スマートハイランド推進プログラムの推進コンセプト

推進コンセプト

県と市町村の「共通業務」に着目して共同利用を推進

クラウドサービスの利用を基本とする考え方とITシステムの拡張性の考慮

スマート自治体推進PJ  
地域交通最適化PJ

ゼロカーボン・スマートインフラPJ

スマート  
エデュケーションPJ

スマート  
スマート避難PJ

医療充実PJ

遠隔授業

## 信州ITバレー構想の推進コンセプト

推進コンセプト

IT人材の育成・誘致・定着

IT人材の誘致・定着の促進

IT人材の育成支援

産学官連携による効果的な発信

都市圏IT人材・IT企業への発信

海外への効果的な発信

情報発信とプロモーション

ITビジネスの創出・誘発

## 信州ITバレー推進協議会の設置

推進コンセプト

IT人材の育成・誘致・定着

IT人材の誘致・定着の促進

IT人材の育成支援

産学官連携による効果的な発信

都市圏IT人材・IT企業への発信

海外への効果的な発信

情報発信とプロモーション

ITビジネスの創出・誘発



# 建設部におけるDXの取組について

## 1 建設部DX推進方針（令和4年2月策定）

### 【取組の体系】

区分	主な対象者	
(1) 行政手続・サービスの向上	建設産業	<p>長野県DX戦略 国土交通省 インフラ分野のDX</p>
(2) 建設現場の生産性向上	建設産業	
(3) 業務プロセスの変革・働き方改革	県（職員）	
(4) 災害対応・危機管理体制の強化	県民	
(5) データ活用環境・体制の構築	建設産業	
(6) 建設産業の次世代を担う人材確保	県民（学生等）	

## 2 主な取組

### (1) 行政手続・サービスの向上

#### 公共工事等の入札関連手続きの効率化



#### 目指す姿

入札関連手続きの電子化及び入札参加資格申請のワンストップ化により、行政サービスの向上を実現（事業者・行政双方の手続き簡素化、事務コスト削減）

主な取組	令和4年度	令和5年度
【入札参加資格申請の窓口一元化（県・市町村）】	システムの仕様検討	システムの開発・構築
	市町村との意見交換	市町村との共同受付窓口設置を検討（28市町村が参加予定）
【市町村の電子入札導入支援】		市町村の電子入札導入をサポート（6市町村から20市町村へ拡大予定）
【工事契約業務の効率化（県）】 システム機能強化（作業の一部自動化、進捗状況の見える化）、電子契約導入	システムの仕様検討	システムの開発・構築
		電子契約の導入（R4.11開始）
【建設業許可・経営事項審査の電子申請化】		建設業許可・経営事項審査の電子申請受付（R5.1開始）

令和6年度導入予定

### (2) 建設現場の生産性向上

#### 3次元データの活用・ICT施工の導入促進

#### 目指す姿

測量から調査、設計、施工、維持管理までの一連を3次元データでつなぎ、建設生産性プロセスの効率化や高度化を推進



主な取組	令和4年度	令和5年度
【建設現場のICT化推進】 工事や委託業務に関する現場作業や図面作業等書類作成のICT化	ICT対象工事の拡大（9→12工種）	ICTの小規模工事等への適用拡大
	遠隔臨場の導入（工事）	遠隔臨場の導入（調査業務の活用検討）
	入札制度インセンティブ（総合評価・加点8000万円以上）	入札制度インセンティブ（総合評価・加点5000万円以上）
【BIM/CIM活用推進の人材育成】 県発注モデル委託業務・工事で、課題等を共有し、実務者の技術力向上を図る (信州BIM/CIM協議会 設置・研修会)	測量・調査・設計業務での課題・対応の共有	工事の課題・対応の共有

## 消防用設備点検業務における最低制限価格制度の導入について

【取組番号 18】

## 1 取組方針

【18】一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。

## 2 落札率の状況

消防用設備等保守点検	R01	R02	R03	R04	R05上半期
一般競争入札（件）	8	7	7	7	9
平均落札率	78.9%	78.4%	82.4%	87.2%	76.6%
最低落札率	55.2%	47.9%	49.4%	76.0%	44.5%
60%未満（件）	3	1	1	0	1

## 3 最低制限価格制度の導入

(1) 導入案件：一般競争入札

(2) 最低制限価格の算定方法

・積算価格＝数量 × 「労務単価」 + 諸経費等

・最低制限価格＝数量 × 「最低制限日額」 + 諸経費等

(3) 最低制限日額の算定方法

① 長野県最低賃金（時給）に 8 時間を乗じた額を算出

908 円/時（R5.4 時点） × 8 時間 ÷ 7,270 円

※上記の計算上の最低賃金額は、労務単価の最新適用日（R5.4）に合わせています。最新の最低賃金額は 948 円/時（R5.10）です。

② 職種別（建築保全業務）の最低制限日額を算出

職 種	労務単価	単価比率	最低制限日額
清掃員 C	10,600 円/日	—	7,270 円/日
保全技師補	19,700 円/日	1.86	<u>13,522 円/日</u>

## 4 導入による影響（試算）

		A	B	C	D	E	平均
実 績	予定価格	1,038千円	1,856千円	2,988千円	4,237千円	4,171千円	2,858千円
	落札率(実績)	44.5%	79.4%	73.6%	64.9%	71.2%	66.7%
試 算	最低制限価格	711千円	1,275千円	1,959千円	2,908千円	2,863千円	1,943千円
	最低制限価格(率)	68.5%	68.7%	65.6%	68.6%	68.6%	68.0%
	落札率(最低制限適用)	68.5%	79.4%	73.6%	68.6%	71.2%	72.3%

※最低制限価格を超える応札がなかった案件は、最低制限価格率を落札率とする。

## 5 適用日（予定）

令和 6 年度の業務から適用



## 印刷の請負に係る最低制限価格制度の見直し

【取組番号：19】

## 1 取組方針

【19】印刷業務などの製造の請負において、最低制限価格制度の導入を検討する

## 2 現行制度（試行）の概要

(1) 対象業務：公募型見積合わせによる印刷業務(県庁)のうち、予定価格30万円以上から抽出

(2) 最低制限価格：予定価格×60%(最低制限価格制度実施要綱で定める60%~80%の下限值)

(3) 落札率の状況：

	H30	R1	R2	R3	R4	平均
対象業務数	11	12	10	12	13	12
平均落札率	72.1%	78.3%	79.4%	78.0%	78.6%	77.2%
最低落札率	60.0%	62.9%	60.6%	62.7%	67.2%	62.7%

## 3 試行結果

受注者に対する積算内訳調査結果（平成30年度～令和4年度：平均値）

項目	主な内訳	県積算	受注者積算	受注者/県
人件費	データ作成費,その他(包装料など)	61,919 円	26,113 円	42.2%
設備費	刷版料,製本・加工料,印刷料	177,388 円	111,755 円	63.0%
材料費	用紙代・インキ代	235,974 円	270,688 円	<b>114.7%</b>
諸経費	一般管理費,利潤等	59,397 円	4,209 円	7.1%
合計		534,678 円	412,765 円	77.2%

受注者積算は、合計額では県積算の77%であるが、内訳を見ると材料費が100%を超え、人件費・諸経費は大きく下回っている。

## 4 最低制限価格の見直し

予定価格に掛ける割合の算出

項目	主な内訳	県積算	率※	県積算×率	割合
人件費	データ作成費,その他(包装料など)	61,919 円	60%	37,151 円	
設備費	刷版料,製本・加工料,印刷料	177,388 円	60%	106,433 円	
材料費	用紙代・インキ代	235,974 円	<u>95%</u>	224,175 円	
諸経費	一般管理費,利潤等	59,397 円	60%	35,638 円	
合計		534,678 円		403,398 円	

※人件費・設備費・諸経費…現行の最低制限価格の割合(60%)

材料費…県積算は5%程度割高な小口価格を採用しているため、取引数量が大きければ値引きも可能なことを考慮(95%)

○上記算出結果より、最低制限価格を「予定価格×60%」から、「**予定価格×75%**」とする

## 5 見直しによる影響(試算)

令和4年度対象業務(13件)による試算

	見直し前(60%)		見直し後(75%)
平均落札率	78.6%		84.6%
最低落札率	67.2%	→	75.0%
最低制限価格 未滿(応札者数)	2		10

※最低制限価格を超える応札がなかった案件は、最低制限価格率を落札率とした。

## 6 対象業務の拡大

(1) 公募型見積合わせ実施状況(令和4年度:県庁)

予定価格	件数	落札率別件数		60%未滿 の割合
		60%以上	60%未滿	
30万円以上	102	87	15	15%
20万円~30万円	43	28	15	<b>35%</b>
20万円未滿	128	108	20	16%
計	273	223	50	18%

(2) 対象業務拡大のための取り組み

○予定価格20万円~30万円の業務において、落札率60%未滿の割合が35%と高いことから、対象を「予定価格30万円以上」から「予定価格20万円以上」に拡大する

○現行は対象業務の抽出としているが、原則適用(特殊な印刷物※を除く)とし、対象業務を拡大する

※特殊な印刷物…(一財)経済調査会の印刷積算基準を用いることができない印刷物  
(筆耕作業が伴う賞状印刷、編集作業が伴う地図印刷等)

## 7 適用日(予定)

令和6年4月1日以降の公告案件から適用

## 清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況

【取組番号 10, 18, 28, 37, 76】

## 1 取組状況

## (1) 最低制限価格・低入札価格調査制度

【10】より適切な予定価格の設定

【18】最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する

【76】適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する

## ①清掃業務

(単位：件)

	H28	R01	R02	R03	R04	R05
対象施設数	41	54	55	54	56	58
統一積算基準適用	19	54	55	54	55	57
最低制限価格制度	0	43	44	43	44	45
低入札価格調査制度	11	11	11	11	11	11
制度導入率	27%	100%	100%	100%	98%	97%

※統一積算基準の対象とならない施設（2件）を除く

## ②警備業務

(単位：件)

	H28	R01	R02	R03	R04	R05
対象施設数	16	16	16	16	16	16
統一積算基準適用	0	15	16	16	16	16
最低制限価格制度	0	15	16	16	16	16
制度導入率	0%	94%	100%	100%	100%	100%

## (2) 複数年契約

【28】複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るため、その活用の拡大を検討する

【37】複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。

## ①清掃業務

(単位：件)

	H28	R01	R02	R03	R04	R05
対象施設数	43	56	57	56	58	60
複数年契約数	0	22	43	43	44	47
2年	0	22	41	41	41	44
3年	0	0	2	2	3	3
複数年契約導入率	0%	39%	75%	77%	76%	78%

②警備業務

(単位：件)

	H28	R01	R02	R03	R04	R05
対象施設数	16	16	16	16	16	16
統一積算基準適用	15	16	16	16	16	16
2年	10	0	0	0	0	0
3年	4	15	15	15	15	15
5年	1	1	1	1	1	1
複数年契約導入率	94%	100%	100%	100%	100%	100%

※予定価格 100 万円以上の庁舎等の清掃・警備業務

※複数年契約の 2 年目以降は各年度に計上

## 2 契約実績

①清掃業務

	H28	R01	R02	R03	R04	R05
対象施設数 (件)	43	56	57	56	58	60
平均落札率	82.4%	87.3%	89.0%	87.9%	89.3%	89.4%
最低落札率	47.0%	63.6%	71.5%	66.4%	73.5%	68.7%

②警備業務

	H28	R01	R02	R03	R04	R05
対象施設数 (件)	16	16	16	16	16	16
平均落札率	86.9%	92.1%	88.0%	91.9%	91.9%	97.2%
最低落札率	60.4%	—	78.4%	91.4%	—	90.0%

※平均落札率：複数年契約の 2 年目以降は各年度に計上

※最低落札率：各年度に実施した入札のうち最低値

## 清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果

【取組番号76】

## 1 取組方針

- 【76】 適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する

## 2 調査内容

- (1) 調査対象  
予定価格100万円以上の庁舎等に係る清掃・警備・設備管理業務の受注者
- (2) 調査期間  
令和5年5月分（5月31日を含む1ヶ月間）

## 3 調査結果

## (1) 回答数

	調査対象数	回答数
清 掃	60	60
警 備	16	16
設備管理	14	14

## (2) 賃金実態調査の結果

上段：R5

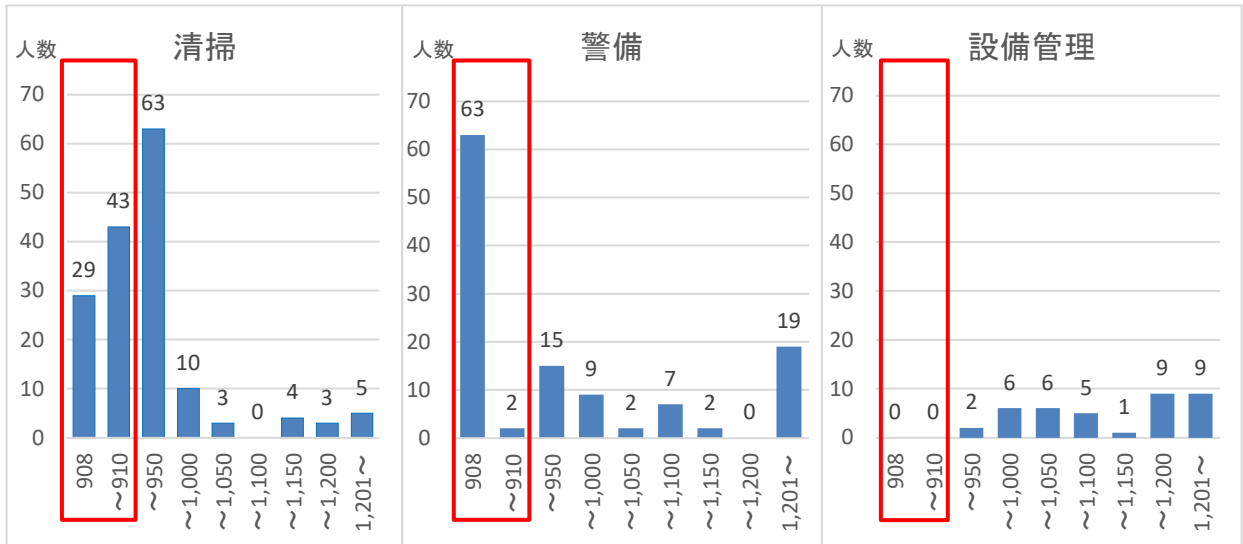
下段：R4

	対象人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	就業形態 正規割合	平均労働 時間 (h/日)	最低賃金帯 割合
清 掃	160 (155)	62.8 (60.7)	4.5 (4.1)	7% (9%)	4.8 (5.0)	45% (53%)
警 備	119 (122)	54.6 (52.9)	12.5 (11.3)	65% (69%)	9.3 (9.0)	55% (59%)
設備管理	38 (37)	65.1 (64.2)	6.2 (7.1)	11% (24%)	7.2 (8.0)	0% (3%)
計	317 (314)	60 (58.1)	7.7 (7.2)	29% (34%)	6.9 (7.0)	43% (49%)

※最低賃金 (R4. 10. 1～R5. 9. 30) : 908円

※最低賃金帯割合：最低賃金の直近上位10円単位を最低賃金帯として設定

### (3) 賃金分布状況(基本給)



…908～910円を最低賃金帯として設定

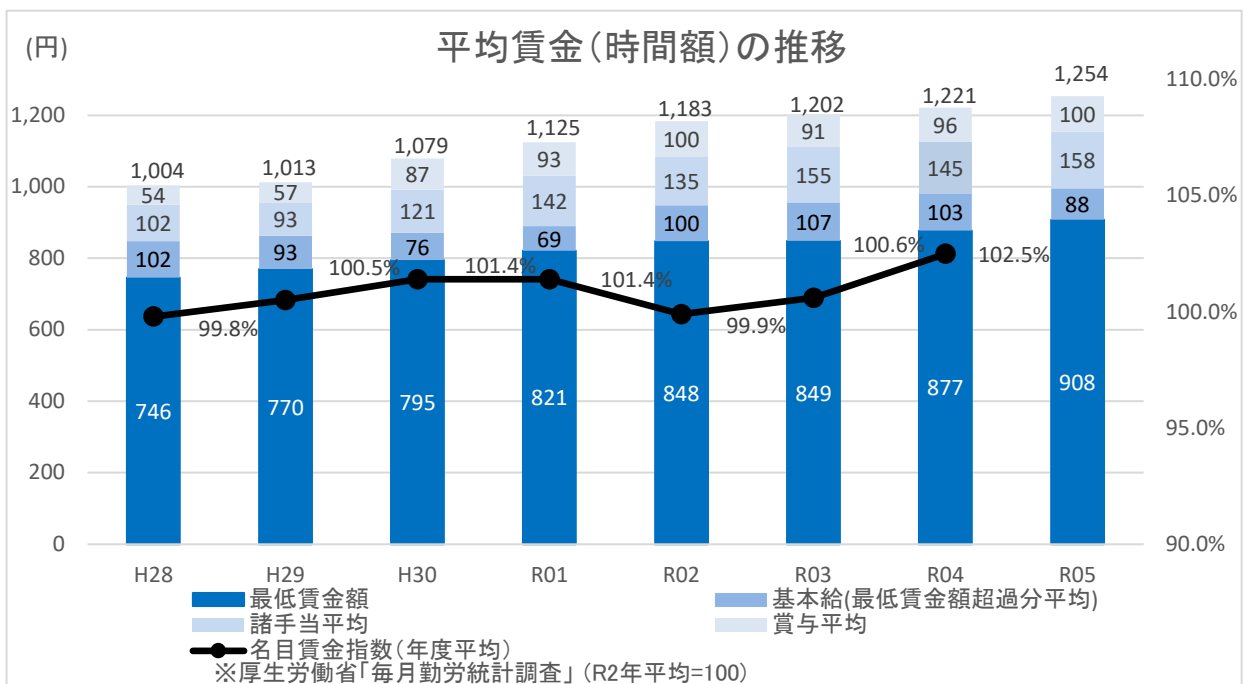
## 4 調査結果の推移

### (1) 雇用の状況

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
対象人数 (人)	231	225	289	310	312	302	314	317
平均年齢 (歳)	58.2	57.7	57	56.1	57.6	58.2	58.1	60
平均勤続年数 (年)	5.1	5.2	6.2	5.8	6.6	6.8	7.2	7.7
正規社員の割合	27%	27%	46%	41%	42%	35%	34%	29%

### (2) 賃金の状況

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
最低賃金割合	37%	31%	50%	53%	54%	33%	49%	43%



## 談合情報に係る会計局調査(公正入札調査委員会)の結果

【取組番号 14】

## 1 談合防止に係る制度

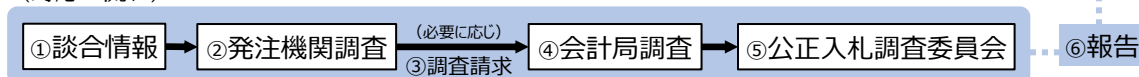
## (1) 長野県の契約に関する条例

第3条 「県の契約は、地域経済の健全な発展に資するため、契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること並びに談合その他の不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。」

## (2) 長野県談合情報対応要領

談合情報があった場合の各機関の対応方法を規定。

(対応の流れ)



## 2 今回報告事案

